

処遇改善加算の対象サービス事業所・施設の管理者 様

柏崎市福祉保健部介護高齢課長

令和7（2025）年度介護職員等処遇改善加算に関する届出について（通知）

令和7（2025）年度の届出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」（令和7年2月7日付け老発0207第5号厚生労働省老健局長通知）に留意の上、下記により必要書類を提出願います。

記

1 令和7（2025）年度処遇改善計画書の提出について

令和7（2025）年度に介護職員等処遇改善加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書（以下「加算計画書」という。）の作成・提出が必要です。

(1) 提出書類（昨年度と様式が異なります。）

ア 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和7年度）⇒ 別紙様式2-1、2-2

イ 特別な事情に係る届出 ⇒ 別紙様式5

※該当のない場合は不要。

ウ 体制等届出書等（様式については別途通知済みです。）

※新たに加算を算定する場合、加算区分を変更する場合は、体制等届出書等の提出が必要です。（加算区分を変更しない場合は提出不要。）

※令和6（2024）年度において加算Ⅴ(1)～(4)を算定していた事業所で、令和7（2025）年度も引き続き処遇改善加算を算定する場合は、加算Ⅰ～Ⅳのいずれかに区分変更を行う必要がありますので、必ず体制等届出書等を提出してください。

※介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）については新潟県ホームページを参照の上、新潟県に提出してください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kaigohoken-jigyohihihojyokin-jinzaikakuho-syokubakankyokaizen.html>

(2) 提出期限

ア 令和7（2025）年4月及び5月算定に係る提出期限 ⇒ 4月15日（火）まで

イ 令和7（2025）年6月以降の算定に係る提出期限

⇒ 加算を算定する月の前々月の末日

2 変更届出書の提出について

既に提出した計画書について以下の事項に変更があった場合は、「別紙様式4 変更に係る届出書」（以下「変更届出書」という。）の提出が必要です。

変更事項	別紙様式4に 添付する書類	提出期限
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	別紙様式4のとおり	居宅サービス 変更月の前月の15日まで 施設サービス 変更月の初日まで
加算を算定する事業所に増減があった場合 ① 事業所を追加する場合 ② 一部の事業所を廃止する場合	①の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式4のとおり	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の15日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 速やかに
算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ① 加算区分を上げる場合 ② 加算区分を下げる場合	①の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の15日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで
就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告の提出時

3 実績報告書の提出について

令和7（2025）年度実績報告書の提出期限は、令和8（2026）年7月末とする予定です。このことについては、後日通知します。

なお、令和7（2025）年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要ですので、介護高齢課へ連絡してください。

4 提出方法

柏崎市オンライン申請システムによる届出

<https://ttzk.graffer.jp/city-kashiwazaki/smart-apply/apply-procedure/7197792156209925207>

※オンラインによる提出ができない場合は、郵送又は窓口での提出も受け付けます。
メールでの提出は受け付けません。

加算の要件、賃金改善の方法、計画書の記入方法等についてのお問合せ先

＜介護職員等処遇改善加算等厚生労働省相談窓口＞

電話番号：050-3733-0222 受付時間：9時～18時（土日含む）

※ 繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

＜処遇改善加算に関する厚生労働省ホームページ＞

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

【提出先・問合せ先】

〒945-8511

柏崎市日石町2番1号

柏崎市 介護高齢課 高齢対策係

TEL：0257-21-2228（直通）

mail：kaigo@city.kashiwazaki.lg.jp